

清い票 積って よい国 よい政治。

投票で見る人は、昭和十五年十月一日までに生まれた方で、本七月三十一日以前から市内に居住し、選挙人名簿にのっている方。

★投票の時間は

投票日は十一月二十日（日曜日）で、投票時間は朝七時から夕方六時まで。みんなそろって必ず投票に行きましょう。

★投票所はどこか

投票所は全市で二百九十二ヵ所。あなたの投票所がどこであるか区役所からの別のビラをご覧ください。

★投票用紙の区別

投票の混乱を防ぐため、投票用紙は、衆議院議員が白紙にあざき刷り、最高裁判所裁判官が白紙緑色刷りと色が違っています。

★投票の順序は

衆議院議員選挙が先で、最高裁判所

- ★**不在者投票するには**
公用で出張していたり、病気などで投票日に投票できない見込みの方は投票日の前日までに不在者投票ができます。多少手続きがいりますので、区選挙管理委員会やそれ／＼の場所での不在者投票管理者へたとえば病院長や船長に、早めにお申し出ください。
- ★**点字投票もできます**
盲人のために、各投票所に点字器を用意しています。投票管理者へ申し出てください。
- ★**代理投票は**
身体の不自由な方や字の書けない方は投票管理者に代筆を申し出ることができます。
また、おとしよりや足の悪い方な

★選挙運動は公明に
あらゆるスポーツに必ずルールがあり、フェアプレーの精神がもつとも尊重されるように、選挙でも公職選挙法で定められたルールに従って正々堂々と勝敗を競わなければなりません。

一般に禁じられている選挙運動の例：▽公定の選挙用ハガキ以外のハガキや手紙などで推せん状や依頼状を出すこと▽戸別訪問すること（車中や路上での個々の面接はよい）▽署名運動をすること▽人をたくさん集めて気勢をはることと▽演説会場や街頭演説の場所以外で連呼行為をすること▽夜九時から朝六時までに連呼行為をすること▽一定の標旗なしに街頭演説をすることがあります。

い国家公務員・未成年者などは、つきい選挙運動が禁止されています。また、選挙事務関係者や一般地方公務員などは関係区域内に限って選挙運動を禁じられています。選挙運動の期間：立候補届け出の日から投票前日の十九日まで。

★選挙公報は各ご家庭へ

選挙公報は候補者選択の手引きです。選挙区内の候補者の写真・氏名・経歴・政見などがのついています。掲載文の内容は候補者から提出された原文のまゝです。遅くとも十八日までにみなさんのご家庭にお届けします。よく読んで、投票の参考にしましょう。

★審査公報は

こんどの審査の対象となる裁判官は、昭和二十二年八月に任命された小谷勝重・島保・斎藤悠輔・藤田八郎・河村又介、昭和三十三年

修一、先月任命された横田喜三郎の八氏で、審査公報にはこれらの方々の経歴など参考事項が掲載されています。選挙公報といつしにお届けします。

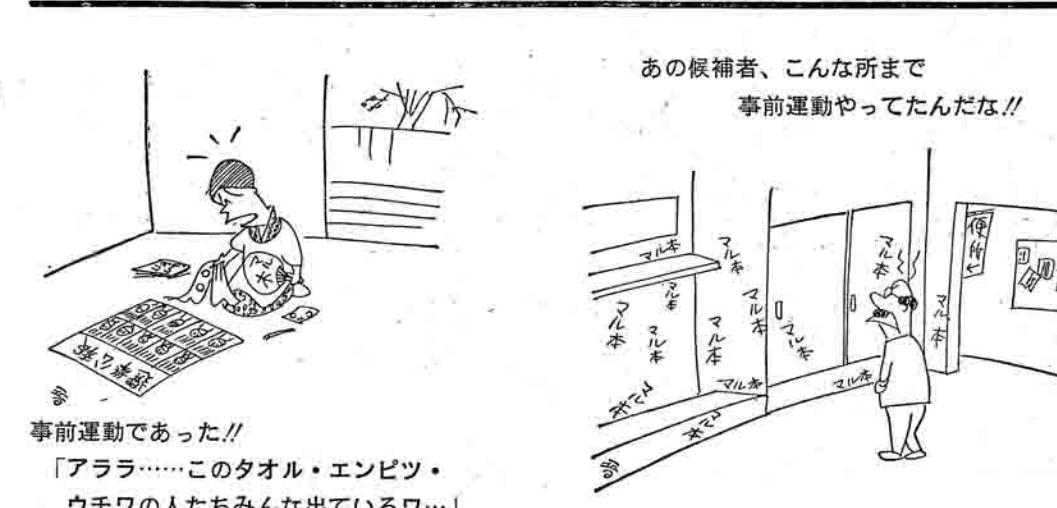
★無効投票にご注意

明るい、よい政治を願いながら、心をこめて投じた一票が無効になるほど残念なことはありません。候補者の名前を二人以上書いたり、候補者以外の名前や余計なことを書くと無効になりますからご注意ください。かな書きは有効です。

★入場券はいりません

他都市などでは、投票のための入場券を発行していますが、大阪市では発行しておりません。転入して初めての方などは勝手が違うかも知れませんが、お気軽に投票券へお出かけください。

明るい政治は明るい選挙から



今般行なわれる衆議院議員総選挙に際しては、民主政治確立のため、候補者の公正なる選挙運動と有権者各位の良識ある判断を期待し、眞に明朗なる選挙の推進を強力に展開することをここに宣言する。

守ろう守らせよう選挙法！



日曜日・朝7時→夕6時

選挙は私たちのくらしに直接結びついています。

明るい生活
住みよい社会——
それはあなたの清い一票に
かゝっています。

ぐ見 よく聞き よく考
私たちの代表にふさわしい
りっぱな人を選びましょ
う。棄権は私たち自身の
墓穴を掘ることです。

衆議院議員の総選挙 最高裁判所裁判官の国民審査が今月二十日に行なわれます。選挙こそ政治の良しあしを決める唯一のときです。私たちの生活を左右し、日本の運命を決める大事なときですから、私たち主権者の意思を的確に一票一票に表わせよう努力したいのです。

- いま市區選挙管理委員会では全力をあげて万端の準備をすゝめています。
- 現在衆議院の議員定数は四百六十七名で全国を百十八の選挙区に分け、一選挙区の定員を三名と五名とする中選挙区制がとされています。
- 大阪市内は一区と二区の二つの選挙区にています。

●国民審査は憲法の「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行なわれる衆議院投票記載台の上方に候補者一覧表を掲げてありますので、その中から一名を選べばよいわけです。

議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行なわれる衆議院議員総選挙の際さらに審査に付し、その後も同様とする」という規定に基づいて行なわれるものです。

- 港区では北条市議死去に伴う市会議員補欠選挙が総選挙の投票日の二十日にあわせて行なわれます。
- 投票の順序は市会議員、衆議院議員、最高裁判所裁判官の順で、補欠選挙の投票用紙はうぐいす色の紙に黒刷りです。

員・徴税吏員・特別職でない公務員・未成年者などはいた、選挙運動が禁止されています。選挙事務関係者や一般務員などは関係区域内に限らなければ選挙運動を禁じられています。

投票の期間：立候補届け出の投票前日の十九日まで。

★無効投票にご注意

明るい、よい政治を願いながら、六月に任命された高木常七・石修一、先月任命された横田喜三郎の八氏で、審査公報にはこれらの方々の経歴など参考事項が掲載されています。選挙公報といつしにお届けします。

報は候補者選択の手引き
挙区内の候補者の写真・
歴・政見などがのってい
載文の内容は候補者から
た原文のまゝです。
も十八日までにみなさん
にお届けします。よく読
票の参考にしましょう。
公報は

心をこめて投じた一票が無効になるほど残念なことはありません。候補者の名前を二人以上書いたり、候補者以外の名前や余計なことを書くと無効になりますからご注意ください。かな書きは有効です。

★入場券はいりません

他都市などでは、投票のための入場券を発行していますが、大阪では発行しておりません。転入して初めての方などは勝手が違うかも知れませんが、お気軽に投票へお出かけください。

明るい政治は明るい選挙から